

# 厚生委員会会議録

平成27年9月14日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:25

## 案 件

1. 議案第119号 変更契約の締結(菰田保育所新園舎建設工事)
2. 議案第125号 指定管理者の指定(健康の森公園市民プール及び体育施設)
3. 議案第126号 指定管理者の指定(飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー)
4. 認定第17号 平成26年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

## 【 報告事項 】

1. 子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の受付状況について(こども育成課)

---

## ○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第119号 変更契約の締結(菰田保育所新園舎建設工事)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○契約課長

「議案第119号 変更契約の締結(菰田保育所新園舎建設工事)」について、補足説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。工事請負契約を変更する契約の締結につきましては、工事内容の一部変更に伴い、契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定に基づき、本案を提出するものであります。菰田保育所新園舎建設工事につきましては、現契約金額4億994万7480円に、914万7600円を増額し、契約金額4億1909万5080円とするものでございます。

議案書の21ページ、工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から4の受注者までにつきましては、省略をさせていただきます。5の変更概要につきまして、ご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、工事内容の一部変更に伴い、914万7600円増額となっております。また、工事内容の変更につきましては、矢板工事の変更となっております。

以上簡単ではございますが、議案第119号の補足説明を終わります。

## ○建築課長

資料の説明をさせていただきます。添付資料としまして、A3の菰田保育所新園舎建設工事変更図というのをご覧ください。この図面の右側部分の平面図になります。ちょっと見にくいと思いますが、ご了承下さい。この平面図の上部分に、赤色の波線で表示している部分ですが、今回この矢板を打ち込みまして、設計では引き抜くということにしておりましたが、今回の変更では残置するということといたしております。左側にですね、矢板の断面図等を示しております。理由としましては、当初の設計では、矢板を引き抜くことが可能であると想定をいたしておりました。しかしながら、基礎工事に着手したときに、矢板の設置箇所は非常に土の状態が悪く、また、地下水が多いことがわかりまして、隣接の建物側から水が出てくるなど、水の道があるのではないかとということで、非常に引き抜きに危険性を感じたものでございます。近接している病院等への被害を及ぼすことが非常に高いと予想されたために、今回矢板の引き抜きを中止いたしまして、残置する設計変更といたしましたものでございます。

以上でございます。

## ○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

最初の契約から変更になった経緯と言うか、設計をされて、契約をされたあと、この設計変更が出てくるまでの経過を教えてください。

○建築課長

工事が、契約されて4月の下旬から仮設工事に入りました。矢板工事に入りました。そして5月の連休明けから、掘削に入りました。矢板付近の掘削工事に入ったわけですが、その際に、非常に土がやわらかいということがわかりましたけれども、掘削を進めていく中で、7月1日に、水が隣接地側から出てきておると、それでどうしようかということで、市のほうに連絡がございまして、市とそれから設計管理事務所、それから施工者と3者で現地を確認しまして、これは矢板を引き抜くことによって隣接地への影響があるだろうと、どうするかということで協議をいたしまして、今回矢板を残置しなければならないと、したほうがいいのかと、安全だろうということで、変更にいたしました。

○宮嶋委員

5月過ぎから掘削が始まって、5月中ぐらいにそういうことを決められたわけですかね。この地盤が、水分が多いということですが、これは、はっきりはあれですけど、隣の裏のほうから、水が出てきているという、だから、ここで止めようということなんですかね。

○建築課長

隣というのは、この図面をちょっとご覧いただければと思いますが、右側の平面図の、上のほうに病院建物ということで、書いておりますが、この病院側から水が出てきておったと。もともとここには水はあるんですけども、水の流れ込みというのが、ここで掘削した中で、わかりました。通常矢板を引き抜く際に、いろんな事故事例はあるんですけども、今回、抜けるだろうという判断をしておったんですけども、水の道があると、そこは空洞が当然できてくるので、そこを引っ張る可能性が非常に高いということで、矢板を残置するというふうなことになるものでございます。

○宮嶋委員

当初説明のときに、隣接地から水が出てくるというふうに言われたような気がしたんですが、そうしたら、この矢板で、隣裏から出てくる水を止めると、保育所ができる側の地盤は、それなりに大丈夫なんだという判断なんですか。

○建築課長

隣から水を止めるということではなくて、空洞があることによって、矢板を引き抜く、確かに矢板は、2、30センチの幅ですけど、そこを引き抜く時に、影響を及ぼすと。水を止めるということではありません。あと建物を建てる場所は、基礎杭を打ちますので、影響はございません。

○宮嶋委員

何か近隣から心配の声が上がったというような説明の仕方だったような気がするんですけども、そういう近隣地からのこの工事に対する苦情とかそういうのが出てきているんでしょうか。

○建築課長

近隣からの苦情は出てきておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

ごめんなさい、ちょっとわかりづらいので、ちょっと詳細に教えていただけますか。どのようときに矢板を入れるのか。そして、それが保育園をつくるわけですよね。ここに矢板を入れるわけでしょう。今、水というのは、よそから保育園の下を流れていきそうなので、

ここを矢板で止めるということなのか、そういったことも含めて、教えていただけますか。

○建築課長

今回矢板を打ったのは、掘削の深さが1.5メートル以上の場合に、安全性を考慮して、矢板を打つものでございます。今回の、その矢板の目的は、水を止めるというよりも、安全な土工事を行うために、崩壊を防ぐために行ったものでございます。

○江口委員

保育園の基礎を掘り下げるので、それが掘り下げた時に横から倒れないように、きちんと止めたということですね。設計当初はそれを抜いても大丈夫だと思っていた。どのぐらいの厚みのあるものなんでしょうか。さっき20センチ、30センチとかいうお話がございましたけれども、そんなに分厚いのか。

○建築課長

鋼板の厚みは13ミリとか、そんなものですが、形が台形状になっておりまして、この空隙と言いましょか、間隔が25センチ程度、30センチ弱ぐらいでございます。

○江口委員

その矢板で倒れ込むのを防止していたと。実際立った後は、基本的に不用になるので外そうと思ったんだけど、やっぱり残すんだよ。というのは、また、倒れたりする危険性があるという理由でしょうか。それとも先ほどの水の部分なんですかね。どういった理由なのか、もう少し詳細に教えていただけますか。

○建築課長

通常は、矢板は引き抜くことが多いんですけども、著しくその地盤が悪いとか、いった場合は、残置する場合もございます。今回は、引き抜くこととしておりましたけれども、非常に土の状態が悪いということに加えて、水の道というか、空洞があったことから、より引っ張ってくるのではないかというようなことから、残置するというふうな設計にいたしました。

○江口委員

当初設計のときは、ある程度地盤を調査してやるわけですよ。そのときでは分からなかったということでしょうか。

○建築課長

当初、地盤調査したときも、結果的にあまり良い土ではなかったんですけども、その矢板付近を掘削したときに、それよりも非常に悪かったということで、それに加えて、先ほども言いましたような、水が出てきたと、より水が多く出てきたということで、これは非常に引き抜くのは危険だと判断したものでございます。

○江口委員

費用の面をお聞きいたします。この契約変更によって、914万円なりの金額が増になるわけですが、これは、抜いて返すものだったのが、そのまま買い取りになったので、その材料費そのものという理解でよろしいですか。

○建築課長

今回、矢板はリースで引き抜くこととしておりました。しかしながら、残置ということになりますと、矢板そのものを買取りなければなりませんので、ほとんどの金額が、この矢板の買い取りということとなりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

すいません。結局、地盤があまりよくなかったということですが、この矢板を入れたことで、それは絶対的に、この園舎は大丈夫なのかどうか。その辺の判断はどういうふうにされているんですか。

○建築課長

今回、矢板を入れておりますので、矢板を引く抜くことによる影響はございません。

○宮嶋委員

建物を建てるのに、安全ではないというふうなところまでは、地盤があまりよくなかったというところが、どこら辺までかどうかわからないんですが、矢板を入れることで、地盤が強化できるというふうに判断できるのかどうか、お尋ねします。

○建築課長

矢板で地盤を強化するというのではなくて、矢板で掘削をするために安全性を図るということでございます。建物自体は、基礎等で頑強につくられますので、問題はございません。問題は、矢板を引き抜く際の周辺への影響ということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第119号 変更契約の締結（菰田保育所新園舎建設工事）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第125号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」を議題といたします。執行部の補足説明、並びに先の本会議における審査要望に対する答弁を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第125号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」について、補足説明をいたします。

議案書の35ページをお願いいたします。これは、平成28年度から飯塚市健康の森公園市民プール、多目的施設、多目的広場の3施設を一括して、飯塚市健康の森生き活きネットワーク、代表者、美津濃株式会社を指定管理者として、指定するものでございます。期間であります。平成28年度から平成32年度までの5年間としております。

次に、審査要望がございました、これらの施設の目的、必要性についてでございますが、3施設とも第1に、市民の体育の振興に資することを目的としており、あわせて市民の健康増進の向上も大きな目的しております。市民プールでは、水泳は幼児から高齢者まで、各個人の体力にあわせて、無理なく取り組み、リラクゼーション効果も大きいと考えております。また、多目的施設では日頃から体力増進を目的に、多くの市民が汗を流されており、市民の健康管理に大きな役割を果たしております。

次に、多目的広場でございますが、主にサッカー競技で利用されておまして、全面天然芝であることから、各所から大会をはじめ、休日には多くの愛好者が集まっております。特に少年サッカーの利用は多く、青少年のスポーツを通じての健全育成、体力向上に大きな効果上げております。これらのことから、飯塚市の体育振興、さらには健幸都市の実現には、必要な施設であるというふうに考えております。

以上、簡単であります。補足説明及び審査要望に関する事項につきまして、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

指定管理となる団体名は、飯塚市健康の森生き活きネットワークというふうになっておりますけれども、代表は美津濃株式会社ということになっていますが、これはどういう団体なのでしょうか。

○健康・スポーツ課長

大阪市に本社がございます、美津濃株式会社を代表者といたしまして、構成団体としましては、ミズノスポーツサービス、これはミズノのグループの子会社でございますが、特にそういったスポーツの事業などを提供してあるサービス会社でございます。この2社が、今回の構成団体となっております。

○宮嶋委員

では、美津濃株式会社という会社が直接管理するのではなくて、この子会社が、みたいな形になるんですか。ミズノスポーツサービス、そこがいわゆる指定管理の業務をされるということでしょうか。

○健康・スポーツ課長

提案書によりますと、美津濃株式会社のほうから責任者等も派遣するようになっております。ミズノスポーツサービスにつきましては、具体的なその事業を責任を持って行う側になっているというふうになっております。

○宮嶋委員

この団体の飯塚での実績はありますか。

○健康・スポーツ課長

美津濃株式会社、ミズノスポーツサービスともに飯塚市での実績はございません。

○宮嶋委員

では近隣の自治体というか、他自治体での実績があれば教えてください。

○健康・スポーツ課長

これも提案書の中で明記してございますのは、大阪市や東京都になっております。大阪市の長居公園、東京都では目黒区民センター体育館、そのほか交野市総合体育館、これも大阪府でございますが、あがっております、近隣につきましては、特に県内につきましては、特にそういった記述がございませんので、確認ができておりません。

○宮嶋委員

福岡市で、博多市民プール及び南市民プールというところをミズノグループが、指定管理を受け持っていたというふうに聞いておりますけれども、いかがですか。

○健康・スポーツ課長

福岡市での実績は、平成21年度から23年度については、福岡市のほうで指定管理を受けていたというふうに聞いております。

○宮嶋委員

その福岡市で契約上の協定違反、こういう問題が起きたというふうに認識しておりますが、その辺をご説明をお願いします。

○健康・スポーツ課長

福岡市で21年度から、先ほど言いました23年度までに、指定管理料を受けておりましたのが、福岡市立の市民プール、同じく南プール、博多体育館および南体育館というものの実績があるようでございますが、その指定管理の期間中につきまして、福岡市の監査委員のほうから指摘を受けてございます。不適正な管理を行っていたということで、指摘がございました。その内容でございますけれども、何点かございまして、まず、指定管理者が応募時に、市に提出

した現地の要員配置計画におきましては、正社員を要所に3人から4人配置するとしておりましたものが、その体育館、プールの受け付け業務については、別会社で受け付け及び運営等の業務をすべて再委託をしていたと事実があるということが、指摘の1点目。

次に、協定書では業務の基準においては、プールの日常清掃を作業場所ごとに示した作業内容で行うことを定めておりましたが、開館前の日常清掃業務のうち一部の業務を除いた内容で、再委託をされており、この一部の業務が実施をされていないという点が2点目。

次に、開館前の日常清掃は、利用時間開始の30分前の8時半までに終了するようにと定めておりましたが、実際には終了していなかったと。再委託をされました業者への指示は、午前7時から午前9時までの間の2時間、または午前7時から午前10時までの3時間の間にやるようにという指示がされておりまして、適切な再委託とはなっていないというのが3点目。

次に、清掃日誌においては、一部の場所が清掃を実施されていなかったにもかかわらず、指定管理者の職員によって、その日誌の当該場所の業務終了を示す記号が書き加えられていたというのが4点目。

5点目としましては、南プール、市民プールにおきましては、水質検査に要するところを国が示しております、遊泳用のプールの衛生基準では、毎月1回以上実施することを求めています。平成21年4月から7月までの4カ月間、実施をされていなかったというのが5点目。

最後に、修繕経費については、協定書に基づきまして、清算報告書を市に提出し、清算を行うこととしておりましたが、その経費に執行残が生じた場合、市に返還するというふうに定めておりましたが、実際には、実費精算であるべき修繕経費に現場管理費等を手数料として加算して清算をしていたという、この6点についての指摘が監査よりされております。

○宮嶋委員

これだけたくさん契約違反というか、そういうものが出てくるわけですが、これは、いわゆる選考委員会の中で、こういう事実はきちんと知らされていたのか、このことがどういうふうに論議されたのか、お尋ねします。

○健康・スポーツ課長

今回の選定委員会の中におきましても、福岡市でのこの指摘事項につきましては、所管課の私どものほうから、情報提供をしております。選定委員会の中でも、その点につきまして議論がされまして、適正に評価がされたものというふうに考えております。

○宮嶋委員

これだけの違反が行われていて、適正に審査がされたのかどうかというのが、大いに疑問なんです。そういうことになると、ほかの3者よりも、このミズノのグループの得点が高かったということですが、そのほかのところには、もっとなにかいろんな、そういう資格にかかわるような問題点があったということでしょうか。

○健康・スポーツ課長

情報提供いたしましたものにつきましては、応募団体4団体がございましたけれど、ほかの団体につきましても、同様にしております。結果といたしまして、そういった事実も含みまして、総合評価として結果が、今回の選定結果ではないかというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○佐藤委員

今、指摘事項の部分ですね。これはプレゼンテーションで、ミズノはどう答えられていますか。そのことを問われたときに。

○総合政策課長

総合政策課において、この指定管理制度の総括的事務局ということで、かかわっておりますので、私のほう、当日出席をさせていただいておりますので、ご報告を申し上げます。審査委

員の方からお話がございまして、それに関しまして、そういった指摘に対してお答えをされておりました。その内容といたしましては、その後の対応として、指摘に対しまして、適切に対応してきたということで、プレゼンテーションの方から報告があったのを記憶しております。

○佐藤委員

「大きな指摘事項はございません。」という答弁をされていませんか。

○総合政策課長

そのようなお答えはされております。大きな指摘ではなかったということでされております。

○佐藤委員

それでは執行部としてですね、監査委員の指摘事項は、大きな指摘事項ではないと考えられますか。どうですか。

○総合政策課長

確かに、監査委員からの指摘でございますので、指摘の内容を受けるということについては重要なことだと思います。ただ、評価におきまして、それを含めて評価されたのであろうというふうに考えております。

○佐藤委員

私も、大きな指摘事項だと思っております。ただ、このときプールの水質検査とかそういうところには触れておられません。ただスタッフが風邪で休んで人員が配置できなかったような答弁をされています。私はこれは虚偽のプレゼンだと思っております。その辺は指摘しておきます。選考委員会じゃないんですね、ここで言っても一緒なんで。それでは、今回の各提出者の特徴はどのようにとらえられているのか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

今回4者申請がございまして、飯塚市健康の森生き活きネットワークが選定されました。この内容につきましては、プレゼンテーションの内容に沿いまして、かいつまんでの話になるかと思えますけれど、ご報告をさせていただきます。

まず、飯塚市健康の森生き活きネットワークでございますが、まず基本的な理念、基本方針につきましては、飯塚健幸都市基本計画、すべてのひとが健康で生き生きと笑顔で暮らせるまちを目指すこと及び本施設の施設目的である市民体育の振興に資することを施設の効率を最大限発揮し、利用者数の増大を図ること、といった内容を掲げてございました。

また、それを受けまして、具体的な提案といたしましては、サービス向上の策といたしまして、利用時間の延長サービス、トレーニングマシンの充実、これは増設をするというご提案でございました。また、出張指導サービスといったものも提案がございました。

また、ミズノにはメダリストの方がいらっしゃいますので、そういった方を呼んでの地域への貢献というのもサービス向上策と掲げられてございました。

また、定休日につきましても、先ほど言いましたように、延長ということや、屋外プールにつきましても定休日の期間につきましても、トレーニング室の定休日をなくすといった提案でございました。そのほか、地域との連携というところでは、地域の各種スポーツ団体や地域の自治会など、各関係団体と十分に連携をとり、本施設の運営のアドバイスをいただくということにございまして、地域のイベントや清掃活動にも積極的に参加をいたしますと、特に近隣学校や地元ボランティア等につきましても、積極的に連携をしていきたいという提案がございました。また、市内への業務の発注でございますけど、地元での調達、発注できる業務内容については、地元企業を活用していくということや、地元の方を優先的に雇用すること。

また、雇用の機会を創出するため地元経済の活性化に貢献をすること等が、ご提案をされておりました。それから、特徴といたしましては、各年代の教室でございますけれど、イベントを利用者に、広く楽しんでいただけるように様々な教室を考えていると、また自主事業の収益については無料講習会やイベントを開催するなど、地域の皆様に還元をしていきたいというご

提案がございました。

次に、今回申請がありました中のA者でございますけれど、A者につきましては、理念といたしましては、単なるスポーツの場としてではなく、コミュニティの場であるように、また市民が安全で楽しく健康づくりができるような場にしていきたいというご提案がございました。サービス向上の策といたしましては、具体的なものは掲げてございませんでしたが、おもてなしや一声、声かけ運動というふうなことでサービスをしていきたいというご提案がございました。

また、多目的施設につきましては、年中無休にする提案や夏季の期間中室内プールは、無休営業をする。また、巡回バス等についても実施をしていくというご提案がございました。その他の地元調達につきましては、再委託や物品調達につきましては、市内企業を積極的に活用していくと、市内の地元事業者さんの育成も図ると、また、雇用につきましても原則地元、市内優先ということで考えているというご提案がございました。

また、教室等につきましては、初心者教室、中級者教室、平泳ぎ教室、水中歩行教室やアクアダンス教室等、利用者の皆さまの健康づくりを、また体力アップを積極的に行うような事業を28教室ほど開催していきますというご提案がございました。

次にB団体でございますが、B団体につきましては、基本理念、基本方針としましては、飯塚健幸都市の実現に向けて本施設の機能を活用していくと、また健康の森公園の持てる機能を十分に発揮し、気軽にスポーツに触れられる場を提供しますというご提案でございます。具体的な提案でございますけれど、無料託児の実施や送迎バス、水着やスポーツ用品の販売といったものを挙げてございました。

また、アクアスロン飯塚という提案や教室のフリーパス券の販売といったご提案もございました。また、地域への貢献でございますけれど、市や地域関係団体とのネットワークを構築し、地域に溶け込む施設としたいということでございまして、地元調達につきましては市内業者の積極的な活用を行いますというご提案をいただいております。また、具体的な事業につきましては、足を運びづらい高齢者やお子様等に対しても門戸を広げた自主事業を計画しているというご提案がございました。

最後に、C団体でございますが、C団体も理念、基本方針につきましては、4つの運営方針と健康増進、地域共生、安全向上、品質向上を掲げてございました。具体的な向上策としましては、休館日の変更や中山間地域の応援プログラムといったご提案がございました。そのほか高齢者支援、それから生活習慣病の予防施策や子育て支援施策も積極的にしていきますという提案者の特徴がございました。

○佐藤委員

この施設は、本市としての位置づけですね、私は健幸都市を実現するための中核施設になるんであらうと思いますが、位置づけとしてどのようにお考えですか。

○健康・スポーツ課長

質問委員のおっしゃるとおりだと思っています。

○佐藤委員

ですよ。オリンピック選手を育てる施設じゃないんですよ。確かに、このプレゼンで惹かれたのがオリンピック選手、メダリストを連れて来ることなんですけど、実質これも2年に1回なんです。回数が余りにも少ないということ。それとマシンの導入をすると自分のところでマシンを持って来るところも、目を引かれるんですけど、私はやっぱりこのプレゼンテーションというのは、今の施設をどのように運営するかのプレゼンテーションだと思っております。だからこの辺がちょっと採点としておかしいのかなと私自身は思っています。

次にいきます。本市の入札等の発注方針。基本となる発注方針は今どのようになっています



か。

○契約課長

ご質問の件につきましては、市内の指名業者で履行可能な業務につきましては、市内の業者を指名し発注いたしております。

○佐藤委員

そうですね。地場ができるものは地場ですというのが、基本方針だと思っております。それでは、指定先が市外法人となる、税金、雇用などによる市への影響はどのようにお考えですか。

○健康・スポーツ課長

指定先が、今回のような市外の法人になった場合でございますが、「指定管理制度導入に係る指針」の中に指定管理者の募集及び募集要項という項目がございますが、その場合、事務所が市内にない法人につきましては、市内に事務所を置くことと条件づけをしております。この結果、法人市民税は収入として発生をするということになるかと思えます。また、雇用につきましては、適切な管理運営とサービス向上、地域への連携と貢献といった項目でございますので、そういった内容から市外の法人でございまして、市への貢献はあるのではないかと考えております。

○佐藤委員

そのことに対する採点項目はあるのか。市外と市内に対してとかなですね、そういうことがあるのか、お伺いいたします。

○総合政策課長

評価項目そのものについては、そういう項目はございません。雇用につきましては先ほどもお話がございましたとおり、地域との連携といった中で規定をしておるところでございまして、市外の業者についての採点はございません。

○佐藤委員

それでは、先ほどとちよつかぶることになると思えますけれども、今回の施設で一番大切なこと。私は、第一に、安全だろうと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○健康・スポーツ課長

特にプールにつきましては、事故がありますと、死者が出るようなケースもございます。まず、第一に、やはり安全という点を、重視するべきではないかというふうに考えています。

○佐藤委員

そうですね。それでは、先ほども申しましたけれども、ほかの施設などにおける事故、監査の指摘などに関する事項は、提出書類に含まれているのか、また、採点項目にあるのか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

先ほどの福岡市のようなことにつきましての例えば、提案する際での提出書類というのはございません。また、評価項目につきましては、基本的には、評価項目の「申請者の適正」という欄がございまして、その項目で、全体的に評価をされるものというふうに考えております。

○佐藤委員

先ほども申しましたけれども、市は、この施設に関して、安全を第一に考えていると。福岡市では、プールの水質検査を4カ月行わなかったと。やっぱりその辺はちょっと考えがあわないのかなと思えます。

それでは次に、附帯意見に、雇用の継続に関する記述がありますが、これは有効と考えているのかどうか、お伺いいたします。

○総合政策課長

答申において、ご指摘どおり附帯意見として地元雇用ということが掲載されております。雇

用につきましては、先ほどもご答弁申し上げました指定管理者の指針の中にも規定しておりますし、指定管理業務の仕様書におきましても、業務を実施するに当たっての留意事項といたしまして、職員の雇用等について、地元の人材の雇用、障がい者を積極的に雇用することとすると、明記をいたしております。さらに、附帯意見の中で、今後この候補者が協定書を結ぶといったことになれば、その協定書の中で明記してくるということになるかと思っております。

○佐藤委員

それでは次に、委託料についてお伺いいたします。委託料については、4者どのようになっているのか。また、その採点についてはどうなっているのか、お伺いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 47

再 開 10 : 55

委員会を再開いたします。

○健康・スポーツ課長

失礼いたしました。基本的に提案額につきましては、非公開となっておりますので、今回選定の候補者となっております、飯塚健康の森生き活きネットワークについて、ご答弁をさせていただきます。限度額が6532万円でございました。これに対しまして、提案しております金額が6523万円となっております。

○佐藤委員

ここが一番高くて、一番高い点数になっていませんか。

○健康・スポーツ課長

他者、あと3者は、これよりも低い金額での提示となっております。なお、評価項目につきましては、特段その金額につきましてはの評価項目というのはございませんので、そこにつきましては、評価をいたしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 57

再 開 10 : 58

委員会を再開いたします。

○総合政策課長

申しわけございません。ただいまの管理料に関します選定評価の分でございますけれども、選定の基準の中に、事業計画に関する事項というのがございます。この中で、収支計画が適正であるか、独自の工夫による経費縮減が図られているか、経費管理の算定に工夫がされているかということでの評価項目はございます。指定管理制度の場合におきましては、管理料ということで、一応上限額を設定しておるということで、それ以下の金額において提示をいただいているという状況でございます。

○佐藤委員

項目はあるんですね、経費に関するところは。この業者が、私は一番高くて、一番高い点数になっていると思うんですが、そのことに関して適正に反映されているとお考えですか、どうですか。

○総合政策課長

ただいま申し上げましたように、金額そのものの基準というのは、規定がございませんので、総合的な提案の内容等々において、評価員において評価されたものと考えております。

○佐藤委員

執行部はそう考える、私はそう考えません。一番高いところが高い点数になっている、そして審査委員の中にもばらつきがあるということだけ指摘しております。

それでは次にいきます。この指定管理者の選定にあたって、業者の選定にあたって、今回地域要件はつけなかったんですね、地域要件をつけなかった理由をお聞かせください。

○健康・スポーツ課長

指定管理制度の導入に係る指針の中に、指定管理者の募集、募集要項という項目がございますが、その中に原則として地域要件等を限定しないこととしておりますので、これに従いまして、地域要件をつけておりません。

○佐藤委員

それでは今まで地域要件を付けたことがなかったのかどうか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

平成21年度に体育施設の指定管理者を公募いたしました際に、地域要件として市内に限定したことがございます。

○佐藤委員

そうですね、今までにつけたことがあるんですね。それでは数年前、コスモスコモンの指定管理で、議会を2分にするぐらいの混乱を期したときがありました。あのときは委員会で可決、そして本会議で否決となったようなときがあったんですけれども、その否決の理由はどうだったのか、どのように思われているのか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

コスモスコモンの指定管理者指定議案につきましては、平成19年の12月議会及び平成21年の12月議会におきまして、提案がされ、否決をされましたことがございます。その理由といたしましては、種々意見がございましたが、主なものとしましては、飯塚市の文化振興のためには、教育文化振興事業団を育てるべきである。また、得点率が低い市外業者では飯塚市の文化に精通していないといったものが、大きな理由であったというふうに理解しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○佐藤委員

この議案に反対をいたします。それは、先ほども申しましたけれども、プレゼンで、私は虚偽のプレゼンをしていると、適正でなかったと思っております。それと今回の議案の一般質問でも言いましたけれども、答弁もされておりましたけれども、健幸都市を実現するには、やはり地域の盛り上がりが一番大切だと、そういう中で、地域のことは地域で、私はできると思っております。そういうことで反対をいたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○宮嶋委員

私も反対の立場から、福岡市でのことですがけれども、これだけ多くの違反行為がありながらもともとそういう業者を、今回の選定に加えたこと自体も問題になるのではないかというふうに思いますし、やっぱり、こういう市民生活にかかわる公の施設については、管理運営は直営にすると、これが最もふさわしいというふうな立場から反対します。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第125号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成者なし。よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第126号 指定管理者の指定（飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長。

議案書38ページをお願いいたします。

議案第126号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーの指定管理者の指定について補足説明いたします。

「庄内保健福祉総合センターハーモニー」の管理運営につきましては、平成26年9月議会において、飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部改正にかかる議案を承認可決いただきました。

この一部改正条例により、平成28年4月からの指定管理者制度導入をめざし、本年4月1日から5月29日までの間、市報等で公募を行いました。

その後、飯塚市公の施設指定管理者選定委員会を6月12日、7月10日、7月17日と3回開催していただきまして、申請団体の提出書類及び面談に基づき、評価審査の結果、8月5日に指定管理候補者の答申を受けました。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この度議会の議決を求めるものでございます。なお、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会、代表者、大塚政信でございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

総合福祉センターハーモニーですが、この施設の目的をお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

庄内ハーモニーは、平成11年の4月から供用開始をいたしておりますが、市民の健康保持と保健意識の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供するということを目的といたしております。

○宮嶋委員

今現在の運営体制は、どういうふうになっておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

現在は、直営で行っておりまして、再任用職員3名、それから関係する臨時職員が9名という形で、受付、そして保健福祉施設といったところを、管理運営に携わっていただいております。

○宮嶋委員

では、指定管理になった場合に、この体制がどういうふうになるのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

現在、庄内ハーモニーの施設は、各種会議室それからお風呂、浴室ですね。それから食堂と、それから健康部門でトレーニング室といったところがございますけれども、この管理を行うに十分足りうるスタッフで運営していただくということになろうかと思っております。全くもって今

の機能を維持しながら施設運営にあたっていただくということになるかと思えます。

○宮嶋委員

その人数とか、そういう職員、今までは再任用とか臨時職員とかいうことで、運営されていましたが、新しい体制になったときにどのくらいの人数でどういう仕事をするのかというようなことは、この中に盛り込まれていないのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉協議会からの提案の中には、センター長が1人、そして事務職員が5人、あとトレーニングルームがございますので、こちらのほうに3人という形での提案でございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

同じことですけれども、住民の健康や福祉に関することをやっていく施設でありますので、いろんな問題点も多々出てくることも危惧されます。ぜひやっぱり、原則直営に戻す、直営にするという立場から、指定管理には反対ということで態度をとらさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第126号 指定管理者の指定（飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第17号 平成26年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長。

「認定第17号 平成26年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」について、補足説明をいたします。

別冊の決算書1ページから2ページをお願いします。収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。第1款、病院事業収益、第1項、医業収益につきましては、その主なものといたしまして、普通交付税病床分及び救急病院分交付金で決算額は当初予算額と同額の2億1624万1千円となっております。

第2項、医業外収益につきましては、その主なものといたしまして、会計基準の見直しにより新たに発生した現金を伴わない収益である長期前受金戻入、病院事業債利息のうち交付税措置分の一般会計補助金及び病院事業債及び合併特例債指定管理者負担分等となっております。

予算額1億252万円に対し、決算額5822万7476円となり、4429万2524円が減額となっております。これは、工事費等に係る一時借入金が予定より少額で済んだことにより、この借入金利息の指定管理者負担額が減額となったことによるものです。

第3項、特別利益につきましては、過年度に長期前受金戻入として収益化できなかった分を当該年度に収益化したもので、今年度は103万3540円となっております。これも、現金を伴わない収益となっております。

次に、支出についてご説明いたします。第1款、病院事業費用、第1項、医業費用につきましては、主に病院管理運営交付金2億1624万1千円、減価償却費4756万4779円で、

決算額2億6400万7075円となっております。

第2項、医業外費用につきましては、病院事業債償還利息、市立病院管理運営協議会費用等で、予算額6861万3千円に対し、決算額2418万8730円となり、先ほどもご説明いたしました、一時借入金が予定より少額で済んだため等で不用額が生じております。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。第1款、資本的収入、第1項、企業債につきましては、予算額11億2900万円と継続費通次繰越額12億6940万円の合計額、23億9840万円に対し、決算額22億940万円となっております。1億8610万円を27年度へ繰り越しております。

第2項、出資金につきましては、合併特例債にかかる一般会計からの出資金でございます。予算額3億7630万円と継続費通次繰越額4億2310万円の合計額、7億9940万円に対し、決算額7億3640万円となっております。6200万円を27年度へ繰り越しております。

第3項、補助金につきましては、病院事業債元金償還に対する一般会計からの地方交付税措置分でございます。予算額1273万5千円に対し、決算額1273万4271円となっております。

第4項、納付金につきましては、病院事業債償還元金のうち一般会計繰入金を除いた協会負担分及び起債対象外分の協会負担分でございます。

予算額4627万3千円と継続費通次繰越額7万7千円の合計額、4635万円に対し、決算額4416万5831円となっております。

次に、支出について説明いたします。第1款、資本的支出、第1項、建設改良事業費につきましては、予算額11億3271万1千円と継続費通次繰越額16億9257万7千円の合計額、28億2528万8千円に対し、決算額25億7480万1500円で、2億4822万500円を27年度へ繰り越しております。これは、26年度に発注予定だった東棟及び診療リハビリ棟改修工事費等であります。

第2項、機械整備事業費につきましては、予算額3億7500万円に対し、決算額3億7130万1840円となっております。

第3項、企業債償還金につきましては、病院事業債償還元金でございます。

3ページをお願いいたします。以上によりまして、当年度純損失は1269万3789円となっております。前年度繰越欠損金が2億4656万539円でありましたが、その他未処分利益剰余金変動額1億5264万5626円を減額し、当年度純損失を加算した結果、当年度未処理欠損金は1億660万8702円となっております。

4ページ、病院事業剰余金計算書をお願いいたします。先ほどご説明いたしました、3ページ下から2段目のその他未処分利益剰余金変動額であります。この表の中段、法改正による変動額をご覧ください。

地方公営企業会計制度等の見直しに伴い、平成26年4月から「借入資本金」は「負債」として整理することとなったことから、「借入資本金」の全額を減じ負債の「固定負債」及び「流動負債」へ、また償却資産の財源である「資本剰余金」を減じ負債の「繰延収益」へ移行しております。病院事業会計の法適用初年度である平成20年度より今回の会計制度の見直しが適用されていた場合に繰越欠損金が減じられたはずの額をその他未処分利益剰余金変動額として「利益剰余金」を増額して調整をしております。

以下4ページ下段に、欠損金処理計算書、5ページから6ページには貸借対照表を、7ページには注記を、8ページからは決算附属書といたしまして、事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付いたしておりますのでよろしくお願いたします。

以上で簡単ですが、決算書の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思います。資料要求はありませんか。

( な し )

資料要求はないということですので、本案は慎重をきして閉会中に審査するという一方で、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、1件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の受付状況について」、報告を求めます。

○こども育成課長

子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の受付状況につきまして、ご説明させていただきます。

資料の1ページをお願いします。1、支給目的ですが、平成26年度に引き続き、消費税率引き上げによる所得の低い方々への影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、国から給付金が支給されるものです。

子育て世帯臨時特例給付金は6月の児童手当現況届と一体的な申請受付をし、臨時福祉給付金は今月の9月1日から申請受付を実施しております。

2、支給額ですが、子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当を受給している所得制限限度額未満の世帯で子ども1人につき3千円、臨時福祉給付金は、市民税非課税者1人につき6千円です。

3、見込対象者数ですが、子育て世帯臨時特例給付金は1万7500人、臨時福祉給付金は3万1700人です。

4、申請受付状況等ですが、子育て世帯臨時特例給付金は、9月1日現在、支給申請児童数1万6003人、支給決定児童数1万5599人、支給決定額4679万7千円です。

支給振込日は、10月1日木曜日を初回振込日とし、以降は毎週水曜日に決定し、振込を行います。

5、申請期間は、6カ月で子育て世帯臨時特例給付金は、6月1日から11月30日まで、臨時福祉給付金は9月1日から翌年の2月29日までです。

2ページをお願いします。6、申請勧奨ですが、子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当現況届の未提出者への案内をもって対応し、公務員については、市内の官公庁あてに申請勧奨依頼文を発送しております。臨時福祉給付金は、11月以降に申請勧奨を行います。

以上、簡単ですが、子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の受付状況についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。